

平成29年度第2回補助金等審議会
会議録

日時 平成29年11月2日（木）
午後2時から午後4時20分
場所 東海村役場行政棟庁議室

出席委員：吉田委員長，渡邊副委員長，埴委員，久賀委員，椿本委員
欠席委員：小泉委員
事務局：佐藤（秀）課長，神永課長補佐，記録者

○開会

企画経営課長

○村長挨拶

大変お忙しい中，審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。前回の審議会の中で，今後の進め方についてはご協議いただいております。早速今年度から具体的な補助金の話をしたというご意向があったということで大変うれしく思っています。今日お示しした補助金は保育園の運営費補助とファーマーズの出荷奨励補助ということで団体補助と個人補助，しかも，団体補助の方は昭和54年度から相当長く行っている補助金であり，個人補助の方は比較的最近の平成24年度に始まった奨励補助金であります。

奨励補助についてもいつまで行うのかという点もありますが，担当課の評価はそれぞれ概ねA評価となっており，それだけ喜ばれている補助金とも言えますが，様々な立場の方が見た場合に，本当に公平・公正な補助金なのか，本当に効果のある補助金なのか議論の余地があるところだと考えています。なかなか内部で議論が尽くせないところを審議会の場で様々な観点からご意見をいただきたいと思えます。補助金をどうするかは村が政策判断をしていきますので，審議会ではあくまで私たちが最終的な政策判断する上での糧となるような忌憚のないご意見をお願いいたします。

○委員長挨拶

前回の審議会の議論の中で，2回目の審議会を開催して補助金の審議を行うことについて委員から意見がありました。実りのある議論をしていただけて答申をしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

○審議事項

1. ファーマーズマーケット出荷推進補助金 午後2時10分から
《担当課説明》

配布資料に基づき説明

《質疑応答》

- 委員長 1：ファーマーズマーケット販売額の伸びと出荷推進補助金の伸びが異なるとのことだがどういう意味か確認したい。
- 担当課 1：店舗としての売り上げの伸びと補助金交付対象者の伸びが異なるということはJA常陸自体が品薄な農産物等を仕入れて販売しているからである。
- 委員長 2：もっと端的に言うとうどういうことなのか。平成28年度のファーマーズマーケットの売上高は前年比1.35倍になっているが、出荷推進補助金の伸びは前年比1.41倍になっている。それ程変わらないが何か意味があつての説明だったのか確認したい。
- 担当課 2：特に意味はない。
- 委員 1：最初にファーマーズマーケットを作った際に、売り場に野菜が並ばないのではないかという心配などがあつて、奨励的な補助金が始まったと記憶している。
今、出荷品目や出荷数量は東海産かは別にして棚が埋まる程あるのか。
- 担当課 3：棚は朝の時点でかなり埋まっている。客足も土・日は開店を待つ列が店の前にできる程賑わいを見せている。建設当時に心配された客足であったり、品薄であったりは午前中については解消されている。
- 委員 2：そうすると当初の目的である出荷奨励的な意味合いの補助金をいつまで同じような形で続けていくのか。担当課として何か考えはあるのか。
- 担当課 4：ここ数年の出荷者を見ても横ばいということもあり、事業としての成果は達成していると思う。農業者の話を直接聞くこともあるがこの補助金が励みになっているという声もある。この補助金が無くなった場合の対応についてはもっと出荷者の売り上げが伸びるような仕掛けが必要と考えている。そのような問題意識を持ちつつも今の段階では農業者の声を聞くと、この補助金を続けてほしいという要望もあり判断に迷うところである。
- 委員 3：全ての補助金が当てはまると思うが無条件で交付するお金程喜ばれるものはない。補助金を無くせとは言わないが、どこかの機会を捉えて別な方向へ誘導した方が良いのではないか。例えば、午後が品薄なら午後に持ってきてくれる方は売れ残る可能性も高いから13%交付するけれども、午前中に出荷する方は8%にするとか、村が推奨している作物について積極的に取り組む方には上乗せをするとか、政策誘導的な形にしていく、補助金を無くすのではなく見直していく方が効果的ではないか。平成24年度か

ら6年間経過しており、概ね所期の目的を達成したということで見直しを行い、より農業政策的な補助金にしてはどうか。

担当課5：参考にさせていただきたい。午後の出荷が手薄になる点についてここ数年の課題であり、農業者からもそのような声はあった。補助割合をどうするかは今後検討する上で参考にしていきたい。

委員4：6年経過したことだし、もうそろそろ一律交付ではなく、政策誘導的な形に見直した方が良く思う。

委員長3：午後も品薄にならないような取り組みは今まで行ってきたのか。

担当課6：ファーマーズマーケットを担当するJA常陸の店長から農業者に声を掛けてもらっている。しかしながら、農業者が高齢であることや朝採りの方が多い等の理由により、午前中に集中している。午後の店内は閑散としている。午後は売れ残るリスクがあるため、売れ残ったものは加工品にする等の意見交換をJA常陸との間で行っている。

委員5：そもそも日本中の直売所は朝採れである。夕方はあまり無いということが定着しているため、夜はスーパーに行く方が多い。午後に品揃えがあれば客足も増えるかもしれない。

委員6：ファーマーズマーケットの出荷手数料13%は他のJA常陸の直売所と同じなのか。

担当課7：手数料について合併前の旧JA単位で異なる。旧JAひたちなかでは青果物13%、ほしいも・切干大根等は15%、パン・お弁当等は20%であり、品目によって手数料の割合は異なる。

委員7：補助対象のうち農産加工品は13%に入るものなのか。

担当課8：農産加工品は15%である。農産加工品とは、ほしいもや切干大根等のことである。

委員8：農産加工品は15%の手数料だけれども補助するのは13%ということか。

担当課9：そのとおりである。

委員9：商工会でも話を聞くのだが、弁当を出そうとすると20%の手数料が掛かる。そうになると儲けにならないので、出荷しない商業者が多い。例えば農業者ではなく株式会社がほしいも等に取り組んでも対象になるのか。

担当課10：補助対象となる。村内に住所を有する者や村内に事務所又は事業所を有する法人又は団体を補助対象者としている。

委員長4：基本的な確認をしたいがファーマーズマーケットの設置主体はどこか。運営主体はJA常陸であるとのことだが。

担当課11：設置主体もJA常陸である。

委員長5：公の施設ではなく設置及び運営の主体はJA常陸でよいか。

担当課12：そのとおりである。

- 委員長 6 : ファーマーズマーケットは1箇所なのか。つまり、1つの物的な建物を指すのか。
- 担当課 13 : そのとおりである。この補助事業が対象としている施設は東海村内にあるファーマーズマーケット「にじのなか」の1箇所だけである。
- 委員長 7 : 「にじのなか」とはファーマーズマーケットの名称なのか。
- 担当課 14 : 東海村における名称である。
- 委員長 8 : J A常陸が運営していることは分かったが、ファーマーズマーケットの運営自体に村が補助を出しているのか。
- 担当課 15 : ファーマーズマーケットの運営自体に補助は出していない。
- 委員長 9 : あくまで村内出荷者に対する補助、つまり、出荷者がJ A常陸に支払う手数料を補填するための補助という理解でよいか。また、村内出荷者を補助の形で優遇することで何かファーマーズマーケットの運営自体に問題は生じたのか。
- 担当課 16 : 近隣の市町村の方から東海村は出荷者に手厚いのではないかという声はあるが、運営上の支障は特に無いとJ A常陸から聞いている。
- 委員長 10 : 出荷推進補助金は円滑に交付されているという理解でよいか。
- 担当課 17 : そのとおりである。
- 委員 10 : 出荷推進補助金の平成28年度実績11,381,400円のうち、ほしいものが占める割合はどれぐらいか。半分ぐらいは、ほしいものが占めているのか。
- 担当課 18 : ほしいもの占める割合は1月から3月までの売り上げで言うと概算で約1億3,000万円のうち約3,500万円である。
- 委員 11 : 農業者の高齢化という問題があると思う。農業政策課の資料でも65歳以上が約71%を占めており、出荷登録者数や補助金交付者数も横ばいとなっている。今後もこの補助金は継続していくのかもしれないが、担い手の確保について何か対策を考えているのか。年々高齢化が進み農業者数が減っていくことになると思うが村は何か考えているのか。
- 担当課 19 : 新たな出荷者の確保については新規就農者の支援一環としてニューファーマー育成実践塾を開催し、ファーマーズマーケットに隣接する圃場で研修を行っている。現在12名の方に参加をいただいております、その方々が出荷者になるよう誘導もしている。
- 委員 12 : 若手の担い手についてはどうか。
- 担当課 20 : 栽培技術、販売方法等の支援をしながら出荷者の誘導に努めている。また、各地域単位で一地域一品目の特産物を栽培するような形で支援をしていきたいと考えている。
- 委員長 11 : 補助金の目的として何を目標しているのか。平成28年度実績で

135名の方が補助の交付を受けている。補助対象者一人当たり
に換算すると約8万4千円である。それを13%の補助率で割り
返すと一人当たりの販売額は約64万円から65万円程度であ
る。補助金の上限を一人当たり20万円に設定している中で、約
8万4千円の交付となっているが、村として出荷者にもっと販売
してほしいと考えているから補助上限を20万円に設定してい
るのか。そうであるならば約65万円の年間売上では低いように
感じる。売り上げを伸ばしてほしいという考えはあるのか。
農業者がどのような形になってもらいたいという点が補助要綱
における補助目的になってくると思う。

村の目指している考えがあるなら教えてほしい。

担当課21：補助金の交付を受けている方は130名程度いるが、補助上限の
20万円に達するためには154万円以上の売り上げが必要と
なる。できるだけ近づけるよう販売してほしいと思っているし、
一つの目標、目安として考えている。
実際に調べてみると400万円以上販売している方もおり、補助
上限の20万円を交付しているのは15名から20名程度であ
る。

委員長12：補助対象者の売り上げに偏りがあるということか。

担当課22：そのとおりである。

委員長13：補助対象者の売り上げに幅があることについてどう理解すればよ
いか。

担当課23：400万円以上売り上げている専門的な方もいるが兼業的な方も
いる。

委員長14：サラリーマン等の兼業農家もこの補助金の対象となるのか。

担当課24：そのとおりである。

委員長15：そうであれば大きいロットを有する出荷者を優遇したいのか、零
細の出荷者にも交付して担い手の参入を促進したいのか。

担当課25：ファーマーズマーケットを設置する際に少量多品目の生産ででき
るだけ多くの農業者に出荷してもらいたいということもあつた
ので、売り上げの多い方だけではなく、零細の方にも参入しても
らいたい。

委員長16：補助金等審議会として様々な意見が出た。担当課としては平素に
おいて課題となっているのは、午後の出荷が少ないということ
を挙げているがそれ以外で課題として感じていることはあるか。

担当課26：午後の出荷が少ないことと農業者の高齢化である。現状、出荷登
録者数が150名前後で推移しているが、5年、10年経過する
と減少することが予想される。出荷推進補助金は現状の出荷者数
を維持するための補助金のようにも見える。本村の農業振興計画

の中で、都市近郊型農業や地産地消を位置づけていることもあり、小規模農家が大部分を占める村ではあるが販路の拡大や小さいながらも産地としての特産品等も考えている。村内農家を回りながら地域一品運動というものに取り組んでいる。

それが新たな出荷者につながり、また、ニューファーマー育成実践塾における人材育成も併せることで新規の出荷者を増やしていくということが大事になってくると考えている。

委員長 17 : 出荷者を増やしていくという意味ではこのような補助金があった方がよいということか。

担当課 27 : そのとおりである。

委員長 18 : 大規模農家を支援するよりも小規模農家や新規就農者を支援していく補助金と認識しているのか。

担当課 28 : そのとおりである。

委員 13 : 補助金は必要だと思うが、ほしいものを製造している株式会社と個人経営の農家を同様に扱うのは公平さを欠くのではないか。

株式会社はスーパーに出荷しても、直売所に出荷しても手数料が掛かる。スーパーの方がファーマーズマーケットに出荷するよりも手数料を多く支払っているかもしれない中で、手厚すぎるのではないか。

委員長 19 : 経営体力のある株式会社はこの補助金を交付する意味があるのかということか。

委員 14 : 意味が無いとは言わないがこの補助金の性格とは異なるのではないかと思う。

委員 15 : あくまで法人化したというだけであり、個人経営でも大規模農家は存在するのではないか。

委員 16 : 従業員を雇用して会社経営で大規模にほしいも等を製造している法人と個人経営の小規模農家を同列に扱うのは違うのではないかという意味である。

委員長 20 : 村としては大規模な出荷者よりも小規模な出荷者を支援することについて、この補助金の意味があると考えているのか。

先程からの説明を聞いて、経営体力のある大規模な出荷者よりも小規模な農家を支援していきたいという印象を受けたが、そのような考え方でよいのか。それとも、出荷者の状況は関係なく一律交付という考え方か。

担当課 29 : 品揃えという点からすると大規模出荷者だけではなくて小規模農家だからできることもあると思う。

委員長 21 : 大規模な出荷者に補助金を交付するよりも小規模だけれども出荷したい農家を支援する補助金という位置づけでよいのか。主となる補助対象者をどのように考えているのか。

担当課 30 : ほしいもだけに特化した意味合いで言うと小規模農家は庭先で販売するため、直売所に出荷するものが無いという状況も考えられるので、経営体力のある大規模出荷者に余剰生産分を出荷してもらうことで消費者も購入することができる。そのような観点で考えると大規模出荷者に対して補助金を交付することにも一定の意味があるのではないかと思う。

委員長 22 : 大規模な出荷者に支援することも必要ということか。

担当課 31 : ファーマーズマーケットの品揃えを考えると大規模な出荷者にも支援が必要ではないかと思う。

委員 17 : 冬は12月から2月にかけてほしいもを購入する方が多い。

委員 18 : 確かに小規模農家はほとんどが庭先販売だと思う。

委員長 23 : 消費者のために考えている部分もあるということか。

担当課 32 : そのとおりである。

委員 19 : 東海村は梨も葡萄も庭先が多い。手数料を支払うなら出荷しないことにもなりかねないので、補助金は必要だと思う。

委員長 24 : 消費者の購入先という点でもファーマーズマーケットは大事であるということか。売る方よりも買う方のことを考えているということか。そのために13%の手数料部分について補助金を交付しているという理解でよいか。

担当課 33 : 徐々に購買客が付けば農家所得も増えていくと思う。それによって、小規模農家も含めた出荷者の意欲が醸成されればと考えている。

委員長 25 : 補助金の目指すところがよく分からない。

委員 20 : J A常陸はあくまで法人組織であって、その売り上げに村が協力する必要は正直ないと思う。品揃えについてもJ A常陸が努力して確保するものであり、それによって売り上げが増えていくというのが当然である。村がJ A常陸の売り上げを増やすための施策を行っていくというのは話を聞いていると違和感がある。結局、J A常陸の売り上げのために村が補助金を交付していることになるので不思議な感じがする。

委員長 26 : そのとおりである。

委員 21 : J A常陸ではなく他の法人であれば村が同様のことをしてくれるかと言えばしないだろう。

委員長 27 : 村はJ A常陸を半公共的な存在として認識しているのか。

担当課 34 : そのような認識はない。農家の所得向上のために取り組んでいるところで連携していきたい。

委員長 28 : 結局この補助金を終了した場合、どのような影響があるのか。小規模農家が意欲を無くしてしまうと思うか。庭先販売の方は別にして、数十万円を売り上げている出荷者はいなくなってしまうの

か。

担当課 35 : 補助金を終了した場合、そのあたりが不安であり、悩ましいところである。

委員長 29 : 不良品や食中毒等が発生した場合も考慮に入れると、庭先販売よりも J A 常陸のファーマーズマーケットで購入した方が消費者も安心感があるのか。

担当課 36 : それはあると思う。

委員 22 : ほしいものは庭先でも売れると思うが、大根等は庭先においても売れないと思う。売る場所はどうしても必要になる。

委員長 30 : その点も意識してこの補助金を交付しているのか。

委員 23 : ある程度のロットが無いとスーパー等は受け入れてくれない。

委員長 31 : 現時点ではファーマーズマーケットは売り先として必要ということか。

担当課 37 : そのとおりである。

委員長 32 : 状況は分かったが補助率は 13% のままでよいのか。これを変更する必要は無いのか。

担当課 38 : 補助率については調整が必要であると認識している。

委員長 33 : 一般論として補助率を上下させる考えはあるということか。

担当課 39 : J A 常陸の手数料に合わせているだけである。

委員長 34 : 例えば補助率を半分に下げて、公費では手数料の半分だけを交付するという考えはないのか。

担当課 40 : ある程度出荷者も確保できているので、どこまで村で負担すべきなのか、予算的に見ても年間 1,000 万円以上の補助事業であるため、見直しが必要な時期であるとは考えている。

委員長 35 : 補助金の意義としては中小規模農家を支援するものである。課題としては午後の品薄状態や農業者の高齢化等が挙げられる。それらを解消するような仕組みづくりも課題であると思う。

補助金の方向性については各委員と相談して決定していきたい。

2. 民間保育園運営費補助金 午後 3 時 10 分から

《担当課説明》

配布資料に基づき説明

《質疑応答》

委員 24 : 平成 27 年度から施設型給付費に移行したが、この村補助金は補助要綱を見る限り何にでも使える補助金と言える。施設型給付費と村補助金が完全に重なっていると思うが担当課としてどのように認識しているのか。

担当課 41 : ご指摘のとおり重複している内容がほとんどである。ただ、施設型給付費だけで園の運営が行えるとは言えない。実際に係る経費

を施設型給付費でまかなえない部分をこの補助金を上乗せして充てているところである。

委員 25 : 補助単価で、まかなえる園もあれば、まかなえない園が出てきても当然である。この補助要綱はシンプルで何にでも使えるという形である。そもそも経営を支援する趣旨で始まったのだと思うが、担当課評価欄を見ると担当課の作文になっている。この補助金を交付することにより経営の安定に資するの一言であるはずが、職員配置の改善等に寄与する等の記載がある。備品を購入して、なぜ職員配置の改善に寄与するのかという話になる。

担当課の評価内容が甘すぎるのではないか。甘い認識で評価を行うと自ら補助金を見直すことに繋がらないのではないかと思う。補助要綱が経営の安定に寄与するために補助金を交付するとなっているのだから担当課評価欄の記載もそれでよい。作文して職員配置の改善まで加えてしまうと趣旨が明確にならないのではないか。補助要綱に即して見た方がよい。

平成 27 年度から新制度に移行して村補助金と重複補助になった時が見直す時期であったと思う。金額を 2,000 円に減額したことも一つの見直しだとは思いますが、様子を見て補助単価も考えるということであれば、様子を見た結果として一律補助ではなく、課題にも挙げられているように政策誘導的な補助金にしていったらどうか。

例えば、保育士を手厚く配置している保育園に上乗せする、障がい児保育を受け入れている保育園に手厚く支援するというような、村としての子育て施策をどうしていくのか、より村民に喜ばれる取り組みにシフトする保育園に対する支援の方が公金を使う効果があるのではないかと思う。補助金額を増やせ減らせと言う気はない。同じ予算枠があるならば、そのような形の方が村の政策誘導をしやすいのではないかと思う。補助金の見直しを検討してみてもどうか。

担当課 42 : 確かに課題に挙げた通りであるし、補助金を特化して交付するという手法も認識している。

委員 26 : 保育園の定員数は全て埋まっているのか。今、待機児童は東海村でも多いのか、どのぐらいの人数がいるのか。県内の順位はどうか。

担当課 43 : 手元に待機児童数に関する県内順位の資料を持っていないが、平成 29 年 10 月 1 日時点で、本村では 3 名の待機児童がいる。ただ、その 3 名は待機児童の定義に則した人数である。定義から外れた所謂隠れ待機児童数は毎月平均すると 50 名程度いる。

委員 27 : 平成 28 年度に村補助金交付単価を見直した際に、保育園側から

抵抗等があったのか。

担当課 4 4 : 平成 2 7 年度に保育園に説明した際に同行していないため、当時の担当職員に確認したところ、やはりそれなりの抵抗があったような話を聞いている。今でも、ある保育園から交付単価 5 0 0 円の減であっても保育園としては影響が大きいと言われることがある。

委員長 3 6 : 平成 2 8 年度に補助金交付単価の見直しを行ったとのことだが、その理由のうち平成 2 7 年度から給付額が上がったことや民間認定子ども園が 2 園開設され交付対象が増えることは減額理由として理解できるが、委託費に代わり施設型給付費となったことは理由になるのか。

担当課 4 5 : 理由になる。平成 2 6 年度において保育所児童入所事業として実施しており、支出決算額として約 4 億 2, 6 0 0 万円であった。平成 2 7 年度から新制度になり施設型給付事業に代わった。施設型給付は基本分として人件費、管理費、事業費に充当でき、それ以外に所長や主任を専任で配置している場合などに上乘せされる加算分があり交付額が増えた。実際の交付決算額は約 4 億 7, 7 0 0 万円となっており、前年度比約 5, 0 0 0 万円の増となった。

委員長 3 7 : 平成 2 7 年度から保育園に交付される額が増えたということか。

担当課 4 6 : そのとおりである。

委員長 3 8 : 施設型給付費が増えた代わりに村補助金の交付単価を減額したということか。

担当課 4 7 : そのとおりである。

委員長 3 9 : 村補助金の使途が自由というのは使う側からすればありがたいと思うが、先程委員から意見があったとおり、何かに特化して伸ばしたい、支援したい、政策誘導したいから補助金を交付するというのが基本であると思う。交付先の保育園は毎年同じ様な経費に充当しているのか。それとも今年は人件費に充当したが、来年は施設整備費に充当するというような形になっているか。

担当課 4 8 : 過去数年分の実績報告を見たが充当先を固定している園もあれば毎年変更している園もある。

委員長 4 0 : 村が補助金を交付することによって、園側の財源が浮いたと思うが、東海村だからできている補助金ではないか。ひたちなか市は交付しているそうだがそれ以外の自治体では珍しい補助金だと思う。何か政策誘導する、例えば基準を超える受け入れや障がい児の受け入れなどを考えているのか。

担当課 4 9 : 何かを考えるのであれば、まず保育士不足への対応が優先順位として最初にくると思う。

委員長 4 1 : 新規に保育士を雇用するということか。

担当課 5 0 : そのとおりである。

委員長 4 2 : つまり新規に保育士を雇用しない園の補助金を減額するという意味か。

担当課 5 1 : 保育士が確保されないと先程委員から話のあった待機児童の解消にもつながらない。まずは人員を厚く配置するためにも、免許はあるが就労していない方、所謂潜在保育士を獲得するための経済的支援などとして補助金の使途が考えられれば一番であると思う。

委員長 4 3 : 今まで検討していたのか。初めて話が出てきたわけではないと思う。補助金の使途を何らかの費目に限定していくことは検討していたのではないか。

担当課 5 2 : 国制度に待機児童解消加速化プランというものがあるが、その制度の対象にならない市町村もあり、東海村もその一つである。加速化プランに基づく国制度の補助対象とならない状況であるため、村独自で考えていかないといけないところである。保育士不足は認識していたが、そこまで確保が困難であるとは認識していなかった。ここ 1, 2 年の間に、保育士の人員確保に保育園の意識が向いている状況である。

委員長 4 4 : この補助金の使途を何かに絞るような検討はしているのか。

担当課 5 3 : 具体的な話はしていない。今、別組織で子ども・子育て支援事業計画を検討する委員会がある。その委員会からも先程申し上げたような話が出てきていることから、そのような認識を持つようになった。

委員長 4 5 : よく分からないが使途自由の村補助金は結構あるのか。経営主体は別にして何に使ってもよいという補助金だが、変わった補助金というか特異な補助金という認識はあるのか。通常であれば、実施計画を提出して、村が精査・交付決定して、実績報告を提出してという形になると思う。これはただ補助基準に則して計算した額を交付しているだけである。交付決定の際の審査もあまりしていないのではないか。実績報告にしても領収書は添付するのだろうか、実績額が一致しているのを確認するだけではないか。そうになると審査は役場として非常に楽になる。しかしながら、不適正支出があった場合にどのような審査をしていたのかと問題になった時にどのような説明をしていくつもりなのか疑問を感じる。

担当課 5 4 : 確かに村全体を含めて運営費補助ではなく事業費補助に転換して行くことが正しいのではないかと思う。

委員長 4 6 : 今は保育園が行っている事業であれば何でもよい状況である。特異な補助金であり、補助の目的と効果の関連性が遮断されている

ように感じる。このような補助金を交付してよいのか、合理的な理由を付けて実施してよいのか不安である。

補助金を目的外に使用して不祥事・不正になることはあるが、この補助金は何に使用してもよいというのであれば不祥事・不正も起きようがないということか。

委員 28 : 不正にはならない。重複して交付することを認めて補助金を交付するという補助要綱になっている。基本的には施設型給付で国・県が保育園を支援するが、国・県の基準では不足する部分を使途自由の補助金として村が支援している。

委員長 47 : 施設型給付で対象となったものについて村が補助対象としてよいのか。

委員 29 : 理屈からすると交付できると思う。

委員長 48 : 同じものに交付するのは不適切支出ではないのか。

委員 30 : 施設型給付は補助基準によって支出額（人件費・物件費等）が決まっており、村は、それ以外を対象に補助しているのではないか。

担当課 55 : 施設型給付は保育園の実情に合わせて該当するものをその都度支出対象として交付するわけではない。補助基準に則して算定した額を交付する形である。

委員 31 : 施設型給付は補助基準に則して算定した額を交付する形であるから、厳密に言うと補助対象が重複することもあると思う。

担当課 56 : 施設型給付の対象が村補助金の対象と重複するか厳密には見ることができない。

委員長 49 : 不思議な補助金だと思う。

委員 32 : 国・県の基準に村が上乗せをすることで、村の子どもたちを取り巻く保育の環境を良くしてもらおうということで補助しているのだと思う。先程話のあった保育士確保に充当するというように、特化するべきではないか。

委員 33 : 保育士が足りない、定足数を満たしていない保育園もあるのか。

担当課 57 : 定足数はどこも満たしている。保育士が足りないから運営できないという保育園はない。ただ、確保しにくい、募集してもなかなか集まらないという話は聞いている。

委員 34 : 確保しづらいというのは事実としてあるのか。

担当課 58 : そのとおりである。村が保育士の臨時職員を募集しても応募がない状況が続いている。

委員 35 : 保育士を集めづらいという事実があるなら、施設型給付の基準に村補助金を上乗せしてでも保育士を確保してくださいという形で補助金を使う形もあるのではないか。村補助金を無くすのは難しいと思うので、政策誘導するように村で検討してはどうか。その方が民間保育園も村補助金をもらうためにはどうするか真剣

に考えるようになるのではないか。

委員長 50 : その方が補助の目的と効果が見えやすい。

担当課 59 : 確かに他市町村では元の処遇に加算して補助しているところもある。

委員長 51 : 村で行うのは難しいのか。だから何も見直しを行っていないのか。課題は分かりやすいと思うが見直すことが難しいから何もしていないのか。

担当課 60 : 正直そこまでの検討はしてこなかった。

委員長 52 : 村補助金を人件費や施設整備費に絞ると国の施設型給付と重複して面倒であるということはあるのか。補助金等審議会として指摘しなければならないが、今まで村として検討したが理由があって見直しができなかったのか。補助金は今まで足りなかった部分に支援していく方が補助金を支出した成果を見ることができると、この補助金では経営が上手くいっているようだというのが評価となる。それだけのざっくりとした評価で村民の理解は得られるのか。今までも補助金の見直しを検討してきたと思うが、我々が指摘した場合に見直しできるのか。

担当課 61 : 平成28年度から補助交付単価を500円減額した際に、民間保育園側の反発があった。今回、補助金の見直しで別の補助目的に変更していくという場合にどのような反応を示すのかが気になる。

委員 36 : この申請書だけで、村補助金が交付されるのなら、補助金交付単価を500円減額したら、当然抵抗するだろう。ただ、各委員が指摘するとおり昭和54年度からずっと続けているから、交付を受ける保育園側ももらえて当然と認識しているのではないか。

担当課 62 : そのとおりである。

委員 37 : 保育園側の抵抗云々ではなくて、新規で開園したところは3年間、5年間と区切って無条件で補助するのはよいと思うが、継続して運営している保育園で施設が充実しているところには保育士の確保など限定して補助しないとおざなりになってしまうと思う。

委員 38 : 抵抗は、大きいと思うが、平成27年度に国の制度が変わったことが一番大きな見直し理由である。状況を見て、ご理解いただくように努力した方がよいのではないか。

委員 39 : 将来的に続ける方針なのか。

担当課 63 : 継続するつもりである。運営費の支援も大事だろうがそれ以上に保育士の確保の方が順位を付けるなら高い。

委員長 53 : 保育士の確保に絞って補助金の見直しを検討するのか。

担当課 64 : 保育士確保のための家賃助成、賃金への上乗せ加算措置、固定資

産税の減免などを行っている市町村もある。

委員長 5 4 : 村直営の保育所の保育士給与と民間保育園の保育士給与はどれぐらい違うのか。格差はあるのか。

担当課 6 5 : 格差はあると思う。

委員長 5 5 : どちらが安いのか。

担当課 6 6 : 民間の方である。

委員長 5 6 : その差額を補助することはできないのか。

担当課 6 7 : 既存補助金額では足りない。

委員 4 0 : 村保育所も臨時職員の賃金は民間保育園の保育士とあまり変わらない。正職員との給与差があると思うので既存の補助金額では足りない。

担当課 6 8 : 民間も 2 0 代は緩やかに給与が上がっていくが 3 0 代はフラットになる。一方で、公立は給与が上がっていくので、その差が大きい。

委員長 5 7 : 逆に言うと保育園は直営で行う必要は無いのではないかと。病院等もそうだと思うが何でも公務員でやる必要は無い。

委員 4 1 : 経済合理性から言えばそう。世の中も段々その方向に向かっていて、公立保育所等を運営しているところが少なくなっている。緩やかに民間に移行していく傾向にある。

委員長 5 8 : 水戸市なども保育所の適正化計画を策定していると思うが東海村は民間に移行していくことを考えているのか。

担当課 6 9 : 幼保の再編整備計画を作成しているところである。公立と民間のバランスを考えながら、公立保育所と幼稚園をどうするか、今まさに考えている。

委員長 5 9 : そういう状況であれば、この補助金には手がつけられない。

担当課 7 0 : 民間保育士は平均月給 2 2 万円と言われているが、全産業と比べると 1 1 万円ぐらい低いことが、潜在保育士が復職しない理由の一つである。

委員長 6 0 : この補助金を人件費に充当してくださいとお願いすることはできるのではないかと。

委員 4 2 : 先程国の待機児童解消加速化プランに東海村は該当しないので、村独自で保育士確保を考えていかなければならないという説明を受けたが、なぜ該当しないのか。

担当課 7 1 : 国の方で待機児童加速化プランに、エントリーする自治体を毎年募集しているがそこに該当する要件として待機児童 1 0 名以上等があり、該当市町村はある程度限定されてしまう。それによって国の補助基準額の負担割合が変わってくるが、東海村は待機児童がそこまで多くないため、今は該当していない。

委員長 6 1 : 議会等でこの補助金について質問は出ないのか。

担当課 7 2 : 記憶している限りでは無い。

委員 4 3 : 見直しをすれば質問が出るのではないか。

委員長 6 2 : 民間は新しく 2 園開設したとのことだが、これからも増えていくのか。

担当課 7 3 : 今後については新規参入の予定は無い。

委員 4 4 : 今、子どもは増えているのか。

担当課 7 4 : 直近数年は増えるが、その後減少に転じる見込みである。

委員 4 5 : 2, 3 年は増えるのか。

担当課 7 5 : それをピークに減少していく見込みである。

委員 4 6 : 共働きが増えているから保育所に預ける児童数は減らないのではないか。

担当課 7 6 : そのとおりである。子どもの数に比例するものではない。

委員 4 7 : 保育園に預けることができる要件が緩和されて親が短時間勤務でも預けることができるようになってきた。だから、預ける人が多くなってきたのではないか。

委員 4 8 : そういう意味でも、この補助金で保育士を確保して受け入れる定員を増やしてもらうこともあるのではないか。施設的にはまだ十分余裕はあるのではないか。

委員長 6 3 : 直近でやめてしまった民間保育園はないのか。

担当課 7 7 : やめたところはない。

委員長 6 4 : 話は換わるが保育料の滞納をしている人はいるのか。結構社会問題になっているが。

担当課 7 8 : 正直に言うと滞納されている方はいる。

委員長 6 5 : 滞納処分はしているのか。

担当課 7 9 : 地方税法上の滞納処分まではいっていないが、それに準じた対応はしている。文書督促、分納や児童手当からの特別徴収等に切り換えて対応している。

委員長 6 6 : 課題は一点に尽きる。様々な制度等が輻輳しているところもあり難しいとは思うが、是非、政策誘導するような方向で検討していただきたい。

○閉会

企画経営課長